

平成12年（ネ）第514号 診療報酬請求控訴事件

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

被控訴人 外川 正

証拠説明書

平成13年4月12日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人指定代理人 近藤 裕之

狩野 要祐

星 庄一

控訴人控訴代理人 川本 務

乙29の1号証

標目（作成者）：59年3月版「歯科点数表の解釈」（社会保険研究所）原本

立証趣旨：

昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正前の歯科点数表の解釈を示し、当時の算定方法を明らかにする。

乙29の2号証

標目（作成者）：60年3月版「歯科点数表の解釈」（社会保険研究所）原本

立証趣旨：

昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正に伴う歯周治療用装置、支台築造の点数の取扱い等の、乙29の1との対比で明らかにする。

乙30号証

標目（作成者）：陳述書（宮武光吉）原本

作成年月日：13.4.10

立証趣旨：

厚生省保険局歯科医療管理官として昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正に直接携わった宮武光吉が、上記改正の趣旨及び意味内容並びに本件被覆冠が、歯周治療用装置の算定要件を満たしていないことを明らかにしたものである。

乙31号証

標目（作成者）：陳述書（石井拓男）原本

作成年月日：13.4.9

立証趣旨：

保険発25号通知制定当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあった石井拓男が、同通知における歯周治療用装置の算定要件、殊に治療計画書に記載を要する事項について明らかにし、本件各被覆冠が、歯周治療用装置の算定要件を、満たさないことを陳述したものである。

乙32号証

標目（作成者）：陳述書（菊地萬之助）原本

作成年月日：13.4.10

立証趣旨：

昭和61年に岩手県保険医協会が作成した治療計画書の様式について、当時の岩手県生活福祉部保険課指導医療官であった菊地萬之助が、了承した内容を明らかにするものである。

乙29の1～2号証

省略

乙第30号証

陳述書

#### 1 経歴など

私は、昭和37年3月に、東京医科歯科大学を卒業後、神奈川県、厚生省、山形県などの勤務を経て、昭和52年2月に厚生省保険局医療課長補佐となり、その後、昭和58年4月から昭和62年5月まで厚生省保険局歯科医療管理官として、社会保険医療行政に携わってきました。現在は、鶴見大学歯学部で、社会歯科学を担当する傍ら、社会保険診療報酬支払基金に特審専門役(非常勤)として勤務しています。昭和60年3月の診療報酬点数改定の際には、歯科医療管理官として、その取りまとめにあたり、施行通知の発翰者でありました。点数表すなわち算定告示は、基本的には、中央社会保険医療協議会(中区協)において審議がなされ、大臣告示となるものでありますが、その具体的な内容については、日本歯科医師会等の診療側、健康保険組合連合会等の支払側との調整を経て決定されて、施行通知として出されております。

#### 2 歯周治療の社会保険医療における取り扱い

歯周病は慢性疾患の一種であり、その治療には長期間かかることが多く、患者の協力なくしては、効果が期待できない疾患であり、家庭療法であるプラークコントロールが大きな役割を担っております。それまでの歯周治療は、いわば対症療法的なものでありましたが、日本歯科医師会歯周病検討委員会の手によって歯周疾患治療指針がまとめ与れ、当時の木下四郎委員長から、厚生省に対して示されたことがきっかけとなって、計画的な歯周治療を社会保険診療のなかに取り入れられることになりました。そして、昭和60年3月の診療報酬点数表改定の際に、関係方面の合意を経て、新しい考えに基づく算定告示ならびに保険発11号通知等の関係通知が出されたものであります。

しかし、その当時は、計画的な歯周治療すなわちP・型については、多くの歯科医師やその患者が理解をするに至っていなかったことから、従来型すなわちP・型による治療法も実施できるように、点数表上に残したのであります。また、P・型

は、計画的な歯周診療を実施するものですので、最終的治療とされる歯冠修復・欠損補綴の着手は、歯周治療が終了してからでないとい認められません。そのため、歯周治療を開始する段階において、歯冠修復物を除去したり、欠損部がある場合に治療終了時点までそれを放置することは、患者にとっても不都合であることから、そのような症例に対して「歯周治療用装置」を装着することにより、残存歯の保護と咬合の回復をするようにしたのであります。従って、歯周治療用装置は、材料などは暫間被覆冠と殆ど異ならないものであっても、特に点数を算定できる取り扱いにしたのであります。これらのことを、周知徹底させるために、厚生省(当時)ならびに日本歯科医師会は説明会をたびたび開催して保険医に対して理解を求めたのであります。

### 3 歯周治療用装置の算定要件等

歯周治療用装置の算定要件は、次の三点であると算定告示の施行通知(保険発11号通知)に定められております。すなわち・治療計画書に基づいてなされるものであること・最終的な治療として歯冠修復および欠損補綴を行うまでの間なされるものであること・残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいうものであることです。そしてこのことは、算定告示にも注1.として、治療計画書に基づく場合に算定すると記されています。歯周治療用装置の点数は被覆冠が50点床義歯が750点となっていますが、これはその当時実施されていた類似の診療行為のなかで、最も近似しているものを参考にして決めたのであります。具体的には、被覆冠形態のものは、帯冠金属冠を、また床義歯形態のものは、局部義歯を基準にしたと考えております。

算定要件の第一、治療計画書に基づいてなされるものであることとは、歯周治療用装置が、計画的治療であるP・型にのみ認められていたものであることから、それを明示しなければならないという趣旨です。ここでいう治療計画書とは、歯周治療に関することを記載するものであり、治療計画書には、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法および療養上の指導計画等を記載すべきものとされておりました。従って、歯周治療用装置を用いる場合には、治療計画書上に「実施予定の療法」として、記載されることが、その要件であるという取り扱いになっていたわけであり、したがって、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、あくまで治療計画書にその装着予定が明記されなければならないのが当然のことです。

算定要件の第二、歯冠修復および欠損補綴を行うまでの間とは、いわゆるP・型の治療では、段階的に歯周治療を進め、歯周疾患の十分な改善が認められた後に、最終的治療である歯冠修復・欠損補綴を行うことが予定されていることから、歯周治療が終了し、最終的治療としての歯冠修復等が行えるようになるまでの間を指しており、これには相当な期間を要します。従って、歯冠修復に着手した後は、その部位に歯周治療用装置を用いることは認められない取り扱いとなっておりました。ここで歯冠修復等の着手時期とは、歯冠形成に着手した時点をいいます。なお、被

控訴人は、メタルコアの印象採得に着手しても、最終的治療である歯冠修復に着手したとはいえないと主張しているようですが、メタルコアとは支台築造のことをいい、支台築造は、もともと歯冠形成の一部を構成していたものであり、それまで、歯科点数表の区分301の2失活歯歯冠形成の項における加算点数として、メタルコアを装着した場合、150点を加算することとされていたものであります。昭和60年の点数改定の際に、301-2支台築造として項目を分離独立させ、その1としてメタルコア130点としたものであります。従って、支台築造の一種であるメタルコアの作成に着手した時点で、歯冠修復等を開始したということになります。

算定要件の第三、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯を用いるものであることとは、歯周治療用装置が歯周治療の期間を通じて、行われるものであることから、当然のことを述べたものであり、古い冠を除去したままの状態では歯周治療を続けると、残存歯が傾斜したり、噛み合わせが悪くなるなど歯周疾患の治療に悪影響を及ぼすので、歯周治療用装置を用いる必要が生ずるのであり、残存歯の保護と咬合の回復のためとは、このように歯周治療に役立たせる目的で被覆冠を用いた場合に点数算定が認められる趣旨であります。

#### 4 本件における各被覆冠が、歯周治療用装置の要件を満たすか否か

被控訴人(外川保険医)が、阿部、吉田に対して用いた本件各被覆冠は、いずれもつぎの理由により、歯周治療用装置の算定要件に該当しないものであったと考えるものであります。

(1) 本件の場合、患者である阿部、吉田のいずれについても治療計画書はもちろん診療録にさえ歯周治療用装置を装着する旨の記載が見当たらず、治療計画書に基づく治療と認めることはできないものであること。被控訴人は、治療計画書に除石、RCTの記載があることから、歯周治療用装置の装着が当然に予定されていることが読みとれると主張しているが、歯科治療の流れは、被控訴人も再三述べているとおり、千差万別であり、その一部が診療録に記載されているからといって、それ以後の治療内容を推測できるとはいえず、これらの記載を省略してよい理由はない。まして、除石、RCTは歯周治療や根管治療に例外なく行われる基本的治療であり、これらの記載があるからといって、その後歯周治療用装置を用いた治療が予定されていることを推測することは到底困難であること。

(2) 本件の場合、いずれも歯冠修復等に着手したのちに装着された被覆冠であることから、これらは、暫間被覆冠そのものであり、歯冠修復等に係る一連の診療行為に含まれているものであること。被控訴人も同一部位に暫間被覆冠(TEK)と歯周治療用装置を交互に装着したと記載していることから、このことを十分認識していると考えられること。

(3) 歯治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復のために行われるものであるが、その目的はあくまで歯周治療のためになされるものであることから、歯周治療用装置の装着を行った場合には、継続して歯周治療が行われなければ無意味であり、最終治療である歯冠修復に着手したのちに、歯治療用装置がなされたという本件の場

合には、歯周治療用装置が歯周治療のために用いられたとはいえ、また、計画的な歯周治療がなされたものであるとは到底考えられないものであること。

平成13年4月10日  
東京都国分寺市光町1丁目8番15号  
宮武光吉

## 乙第31号証 陳述書

### 1 経歴

私は、昭和47年3月愛知学院大学歯学部を卒業し、同年4月から同学部口腔衛生学教室の助手となり、昭和53年に講師、63年に助教授となりました。その後平成2年から厚生省に入省し、平成3年に保険局医療課課長補佐、平成5年1月から7年6月まで保険局歯科医療管理官となり、社会保険医療行政に携わってきました。現在は東京歯科大学社会歯科学研究室に教授として勤務しております。

### 2 歯周治療の実態について

いわゆるP・型は歯周疾患の病因論が進展し、歯垢(プラーク)の歯周疾患への病因性が明確となったことから、プラークコントロールの歯周治療における重要性が確認されたことを根拠に体系づけられた療法です。P・型はいわゆる従来型の療法で、P・型による新しい歯周治療が普及するまで並行して保険診療において位置づけられたものです。P・型がプラークコントロールによる歯周組織の改善を前提にその後の治療が位置づけられているのに対し、P・型はとりあえず歯肉等の炎症症状に対応して物理的、薬物的な処置を行う対症療法的な方法です。

歯周治療用装置とは床義歯と被覆冠の形態があり、P・型においてプラークコントロールの成果が出る迄の間、残存歯の保護と咬合の回復を目的としたものです。暫間被覆冠は、歯冠崩壊あるいは少数歯欠損の症例で、最終補綴物を装着するまでの間、歯髓の保護や隣在歯及び対合歯との位置関係を保持することを目的に用いるものです。

3 保険発25号通知は平成6年5月改定時にそれまでの歯科点数表についての通知を整理して通知し直したものです。ですから、歯周治療用装置に係る通知は昭和60年の保険発11号通知を、治療計画書に係る通知は平成元年の保険発19号通知「治療計画書が診療録に付随するものとして一体とみなすことができる状態で作成されている場合は、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない」をそのまま25号通知として出し直したものです。この25号通知は、その字義どおり、治療計画書に所定事項が記載されている場合には、これに付随、

一体をなす診療録には、治療計画書に記載した事項の二重記載を要しないとする趣旨であって、その逆の場合、すなわち、診療録の方に所定事項の記載があれば、治療計画書には記載を省略してよいことを示唆するものではありません。当時歯科医療管理官であった私は、昭和60年と平成元年の通知の考え方をそのまま踏襲しました。

歯周治療用装置の3要件はP・型で行う場合、第1に治療計画書を作成し臨床所見や精密検査の結果等を記載し、それに基づき治療計画を立てた中に歯周治療用装置を用いることが計画されていなくてはなりません。当然治療計画書に歯周治療用装置を予定することが明記されている必要があります。

第2に歯周治療が所定の成果をおさめ最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間用いるのが歯周治療用装置であり、最終的な歯冠修復の始まるのは支台築造を含む支台歯形成からであります。したがって、支台歯形成に着手した後に用いられた被覆冠は暫間被覆冠であって、歯周治療用装置ではありません。

第3の要件とは、第2に至るまでの間、歯周治療の目的で早期の段階から用いる被覆冠又は床義歯を歯周治療用装置とするもので、単に歯冠修復の際に暫定的に用いる暫間被覆冠とは異なるものです。

4 治療計画書について記載が簡略化されたということはありません。厚生省の示した通知類にはそのような記載のされたものではありません。

5 平成元年の通知は、治療計画書への記載が前提で、診療録に付随するものと一体と見なすことができる状態で作成されている場合は、そのことを二重に診療録に記載する必要は無いとしたもので、治療計画書への記載を不要としたものでありません。

6 吉田、阿部両患者の治療において請求のあった歯周治療用装置は治療計画書に記載が無く、その装着期日が最終補綴物の着手時であって、歯周治療の目的で用いられたものとは認められないものであることから、算定の要件を満たしておらず、歯周治療用装置とは認められないものです。

平成13年4月9日  
千葉市稲毛区園生町1267-2

石井 拓男

乙第32号証  
陳述書

## 1 経歴

私は、昭和24年3月に日本大学専門部歯科を卒業後、日本大学歯科附属病院に研修士として入室し、その後、浅理歯科医院、岩手県宮古保健所、盛岡保健所を経て、昭和40年7月から平成5年3月まで岩手県生活福祉部保険課指導医療官として社会保険医療行政に携わってきました。現在は、盛岡市でみどりが丘歯科クリニックを開設しています。

## 2 治療計画書について

被控訴人の外川歯科医師は、陳述書等において岩手県保険医協会が作成した治療計画書の様式について、昭和61年3月に私が校正し、かつ了承したと記述していますが、算定告示や関係通知では、治療計画書は特定の用紙・様式によらなければならないとは定めていないので、岩手県保険医協会の作成による記号化した様式であっても、記載要件さえ満たしていれば問題はないと私は判断いたしました。

しかし、記号化されていない項目については3で述べるように、記載しなくてよいと認めたことはありません。

## 3 治療計画書の記載について

被控訴人の、「治療計画書には・乃至・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的処置を記載することはなく、従ってまた、歯周治療用装置に関する事項を記載することもない。」との主張は曲解であります。・乃至・の番号以外の診療行為については、治療計画書に記載することは当然であり、私は記載が不要であると指導した覚えはありません。

また、被控訴人は、こうした曲解に基づき前2の岩手県保険医協会が作成した治療計画書を使用して、これまで請求したものが認められてきたことを理由に、「歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。」と主張していますが、治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているもの。(昭60. 2. 18. 保険発11号)と定められていますので、これらの記載がなされていない計画書は治療計画書と認めることはできませんので、被控訴人の主張は誤っております。また、私はそのようなことを過去に認めた事実はありません。

平成13年4月10日

住所 盛岡市緑が丘三丁目4番36号

氏名 菊地萬之助